

令和3年度 第2回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和3年10月11日（月）

会 場：新潟労働基準監督署 会議室

（事務局）

おはようございます。定刻より若干早めですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第2回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いいたします。

（部会長）

おはようございます。

それでは、議事に入りたいと思います。最初に、事務局より資料の説明をお願いします。なお、使用者側から個別の資料の提出がございますので、事務局の説明ののち、使用者側から説明をいただきたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

（事務局）

賃金室長の井上です。おはようございます。

それでは、本日お配りしました資料について説明させていただく前に、事前に基礎調査結果の差し替えをメールさせていただきました。木南委員から65歳以上が19名いるという指摘がございまして確認したところ、調査データでは6件ありまして、それを復元した結果19件ということになっており、影響率に関してはやはり若干影響が出ていました。919円の影響率でマイナス0.1パーセント、人数でマイナス0.6ということになりました。基礎調査票の職権コードの入力の誤りということで、申し訳ございませんでした。

続きまして、資料2に入ります。新潟県の総務管理部統計課が県の鉱工業指数、景気動向指数、新潟市の消費者物価指数を取りまとめた資料となっております。これについては、参考として付けさせていただきました。

続きまして、資料3と4になります。これについては、日本銀行新潟支店が出しております直近の企業短期経済観測調査、短観の概要と調査結果資料となっております。県内経済

の業況判断D.I.は、「悪い」超幅が縮小したとしております。参考までに付けさせていただきます。

続きまして、資料 5 になりますが、これに関しては、国土交通省の北陸信越運輸局新潟運輸支局が直近の 10 月 4 日に公表いたしました、本年の 9 月分の新潟県における新車新規登録届出台数の資料となっております。新車登録台数全体では、対前年同月比 33.3 パーセントの減、2 か月振りに減少と。登録車で 29.1 パーセントの減少、軽自動車も 38.9 パーセントの減少となっております。その次のページが、令和 3 年 9 月の新潟県の新車登録届出台数調べの詳細データとなっております。

事務局の資料としては以上となりますが、資料 6 に関しては、使用者側提出の資料です。地域別最低賃金と自動車小売関係の最低賃金の相関ということで、説明をよろしく願います。

(部会長)

ありがとうございました。

そうしましたら、資料 6 に関しては、今、使用者側からご説明いただきます。

(使用者側代表委員)

今でいいのですか。

(部会長)

はい。

では、願います。

(瀬戸委員)

昨年は改定が金額的にほとんど抑えられましたので、昨年の資料とほとんど変わりはないのですが、これで見ますと 900 円を超えている特定最低賃金に関して、埼玉、千葉、愛知、大阪、京都、それから兵庫、広島、福岡とありますけれども、全国的には地域別最低賃金が上昇する中でその差がどんどん詰まってきた、昨年に関しては、千葉がとうとう地域別最低賃金に飲み込まれたという状況があります。新潟と比較しますと、新潟を超えている埼玉、千葉、愛知、それから大阪、福岡、この五つしかないのですけれども、その中で特に地域別最低賃金と差があるのは福岡のみで、他については、埼玉の 34 円の差が一番大きいというような状況です。

これを踏まえると、公正競争の観点から、このレベルというのは公正競争を阻害していないというレベルであり、他県を見ていると考えてきていると。従って、自動車の特定最低賃金については、地域別最低賃金の上昇に委ねるべきではないかと私どもは考えております。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局と使用者側から資料に基づいた説明をいただきましたが、ただいまの説明に関して、皆様から質問、ご意見等はございますか。

それでは、無いようですので、引き続き審議に入りたいと思います。

前回、専門部会におきまして、労使双方から業界における現在の状況とそれに伴う最低賃金改正について、基本的なお考えをご説明いただきました。そのときに、次回、本日になりますが、予定としましては、最初から金額審議に入らせていただくことをお願いしておりましたので、まず労使双方から金額の提示とその理由につきまして、ご説明をいただきたいと思います。それでは、はじめに労働者側の委員から説明をお願いいたします。

(田辺委員)

それでは、金額の説明をさせていただきたいと思います。委員を務めております田辺です。よろしく願いいたします。

本日は具体的な改正額の提示ということで、自動車産業の現状につきましては、前回申し上げたとおりです。感染症やそれ以外のさまざまな要因によって大変厳しい状況であるということは、我々労働者側としても十分理解をしております。ですので、去年は感染症の影響で足踏み状態というところではありましたが、今年は、去年の部分も含めて検討したいというところではありますけれども、非常に状況としてはなかなか難しい状況なのではないかなと。現状も厳しいですし、自動車業界のこれからの先行きを見ても、まだまだ車自体の納期が長期化するという、それがいつ改善されるのかということも非常に不安要因の一つということで、大きく取り沙汰されている状況の中で、今回、特定最低賃金の金額を決定する、検討するというところは非常に難しかったというところではあります。前回も申し上げたとおり、自動車業界は人手不足に起因するコンプライアンス違反ですとか、作業中の重大災害、こういったものが非常に多くなってきております。これまでも、私ども労働組合としても取り組んでまいりましたけれども、人材の確保と定着、これを図れる金額、特にこの自動車業界は、若い方の賃金が安いというイメージがどうしても払拭できずにここまできているという状況も、この人材不足の一因になるのではないかと考えています。

こういった厳しい状況の中で、この特定最低賃金の金額を申し上げるところ、今ほど難しいというところでお話しはさせてもらいましたけれども、いろいろな状況を踏まえて、今回、自動車総連の取組方針が基本的な部分に立ち返ってということが前置きされているところも鑑みて、今期、自動車総連のその取組方針というのは、先ほども使用者側からお話がありましたように、地域別最低賃金に飲み込まれてきているというところが多いですので、地域別最低賃金に対する優位性確保に最大限に取り組むということが、まず一番に謳っております。それから、自動車に携わるすべての仲間の賃金水準を維持するために、連合のリビングウェ

ッジ、時給額 950 円をミニマム基準に設定した取り組みをやっていくということで、この二つ、二本柱を方針として自動車総連で全国的に取り組んでいくということになっております。そういったものを背景に検討いたしまして、人材の確保、それから定着、それにつながる額であり、地域別最低賃金との優位性を確保した額。この優位性につきましては、新潟県は、過去から労使の真摯な議論によって 1.1 倍という優位性をずっと保ってきたという長い歴史があります。この優位性を軸に、連合のリビングウェッジを目標とした額、945 円を改正額として提示したいと考えております。

(部会長)

ありがとうございます。そうしますと、945 円ですと、プラス 25 円ということで間違いないでしょうか。

(田辺委員)

はい、そうです。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側の委員からご説明をお願いいたします。

(瀬戸委員)

先ほど一部説明しましたがけれども、労働者側が主張している人材確保の観点、これは、要するにどの議論にも値しない。公正競争が阻害されているかどうかが一番重要な観点ですので、今、実際に人を雇おうとした場合は 1,000 円を下ると人は集まってきません。ですから、特定最低賃金が確保のための優位性として効力を発揮しているかということ、まずあまり関係ないと判断します。

それから、自動車業界の状況は先ほど田辺委員からも話がありましたように、半導体不足、それからその他、東南アジアでの部品の製造がコロナによって止まっているなどという関係で、この先かなり見えない状況であり、もしかすると昨年を下回るのではないかと。9月の状況を見れば、車は受注できるかもしれませんが、車が出来てこない、車が無い、製品がないという状態であり、こういう状態が続いているので、これがいつまで続くか見通しがかかり厳しい状況です。もしかすると昨年より状況は悪いかもしれない。こういう状況なので、昨年と同じ額、プラス 1 円というのが案であります。

(部会長)

プラス 1 円ですね。ありがとうございます。

もう一度確認しますが、昨年は 920 円でしたので、プラス 1 円の 921 円のご提示で間違いないでしょうか。

(瀬戸委員)

はい。これによっても、地域別最低賃金との差は 62 円になります。全国的に比べても、それほど見劣りはしないと考えます。

(部会長)

分かりました。ありがとうございます。

もう一度確認をいたします。労働者側からは、プラス 25 円の 945 円のご提示、使用者側からは、プラス 1 円の 921 円ということで、間違いないでしょうか。

ただいまの労働者側、使用者側のご意見に対して、ご質問等はございますか。

それでは、もう一度金額をお話しします。労働者側は、プラス 25 円の 945 円、使用者側は、プラス 1 円の 921 円とのご意見ですが、労使双方それぞれのご主張に隔たりがあるところ です。そのために、これから個別折衝に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局より控室へのご案内をお願いしてよろしいでしょうか。

まず、一旦、両方控室に入ってください。公益で審議をしたいと思います。

(事務局)

それでは、控室のご案内、場所をご説明します。労働者側委員の方におかれましては、1 階上がっていただいて、3 階の情報公開室になります。使用者側委員の方につきましては、同じく 3 階に上がりますけれども、審査室になります。これから事務局でご案内いたしますのでよろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、一旦休憩に入ります。

..... (個別折衝)

(部会長)

それでは、皆さん、お集まりいただきましたので、再開いたします。

本日は、ここまでご審議いただきました。労働者側は、25 円引き上げの 945 円まで、使用者側は、1 円引き上げの 921 円まで歩み寄りをいただきましたが、金額の一致をみるに至りませんでした。日を改めて審議いたしたいと思いますので、本日は終了といたします。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは田辺委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回は、第 3 回の専門部会の予定になりますので、何とか全会一致で結論となるようご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局にお返しいたします。

(事務局)

次回、第3回の専門部会は、10月25日の月曜日、午前10時から、この同じ会場で開催することになりますので、よろしく申し上げます。

これをもちまして、第2回専門部会を終わりにさせていただきます。